五　性能維持施設

六　性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容

［七～十　略］

［号を削る。］

十一　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～八　略］

九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十　［略］

3　特定再処理施設（回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄している再処理施設をいう。第十九条の八第二項において同じ。）について法第五十条の五第二項の認可の申請をする場合には、当該申請に係る廃止措置計画に、第一項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を定めなければならない。

［一・二　略］

［4・5　略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十九条の六　法第五十条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　略］

2　［略］

3　前条第三項及び第四項の規定は、法第五十条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可の申請をする場合について準用する。

4　［略］

（廃止措置終了確認証）

第十九条の十の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

（旧再処理事業者等に係る廃止措置対象施設の維持等）

第十九条の十五　法第五十一条第四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十六条の二及び第四十六条の二の二の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

［各号を削る。］

五　廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設（以下この条において「性能維持施設」という。）

六　性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力委員会規則第二十九号）第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容

［七～十　同上］

十一　特定再処理施設（回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄している再処理施設をいう。第三項及び第十九条の八第二項において同じ。）にあつては、施設定期検査を受けるべき時期

［号を加える。］

2　［同上］

［一～八　同上］

九　品質保証計画に関する説明書

十　［同上］

3　特定再処理施設について法第五十条の五第二項の認可の申請をする場合には、当該申請に係る廃止措置計画に、第一項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を定めなければならない。

［一・二　同上］

［4・5　同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十九条の六　法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　同上］

2　［同上］

3　前条第三項及び第四項の規定は、法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可の申請をする場合について準用する。

4　［同上］

［条を加える。］

（旧再処理事業者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第十九条の十五　法第五十一条第四項の規定により準用される法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第五十一条第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に使用済燃料が存在している場合（再処理設備本体を通常の方法により操作した後に使用済燃料が回収されることなく滞留している場合を除く。）